

競争ルールの検証に関するWG（第60回）

1 日時 令和6年12月20日（金）9：30～9：52

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、佐藤構成員、関口構成員

○オブザーバー

柳原公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

大村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、安西消費者契約適正化推進室長、笹川料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、皆様、おはようございます。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第60回会合を開催したいと思います。

本日は、御都合のため出席できないとの御連絡を大橋構成員、北構成員、長田構成員、西村暢史構成員、そして西村真由美構成員からいただいております。

なお、本日の会議はオンライン方式による開催とさせていただきます。

まず、議事に入る前に、事務局から連絡事項の御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにもチャット機能を御活用いただ

ければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。

本日の議題は、報告書2024で提言された通信料割引の検証方針（案）について、事務局から説明をいただいた後、意見交換を行いたいと存じます。

それでは、事務局から説明よろしくお願ひします。

【笹川料金サービス課課長補佐】 おはようございます。事務局でございます。

資料60に基づきまして、説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

報告書2024で御提言いただいた通信料金割引の検証方針案につきまして、まずは検証の背景から御説明したいと思います。

今年9月にとりまとめて公表されました競争ルールの検証に関する報告書2024において、事業者間のさらなる競争の促進の観点から、いわばお試的に乗換え検討先事業者の通信サービスの質を確認しやすくするために、新規契約を条件として、すなわち、乗換えや純粋新規契約の利用者に限定して、一定の条件の下で通信料金割引を行えるように規制を緩和することが認められました。

この一定の条件下といたしますのは、割引の実施期間が6か月以内、そして割引を受けられるのは1事業者につき1回、割引額が2万円までというものでございます。

これを受けまして、2ポツ目、総務省におきましても、電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドラインを改正しまして、今月12月5日に公表しております。そして、来週、12月26日から施行予定となっております。

なお、この通信料金割引につきましては、報告書2024において、利用者やMVNOへの影響、そして販売代理店の負担などの懸念の指摘があったことを踏まえまして、この割引が通信市場に与える影響を遅滞なく検証することが適当であると提言されました。

そこで、このWGにおきまして、この割引に係る検証を実施するために、今般、以下のとおり、検証の方針の案を作成いたしました。構成員の先生方に、この案を御議論いただきたいと考えております。

では、この検証方針（案）の御説明ですけれども、この検証は、主に事業者に非公開でヒアリングすることによって進めたいと考えておりまして、赤字で検証のポイントとして

3つ示しております。

検証方針の1つ目の柱が、割引の内容ということで、基本的な情報になりますけれども、小項目として1点目が割引の具体的な内容、実際に通信料金割引をどのプランで実施するかなどです。2点目が、割引が提供されるチャンネル、店舗で契約されたのか、オンラインで契約されたのかなどです。そして3点目が、割引実施期間の合理性ですが、こちらは報告書2024において、割引を実施する際はその実施期間の合理性を説明できなければならないと報告書で提言されたことを踏まえたものです。

検証方針の2つ目の柱が、通信市場への影響です。こちらは、可能な限り定量的なデータも使いながら検証を進めたいと考えております。小項目の1点目が、乗換えの実態把握というところでした、こちらは通信料金割引の件数に加えて、解約状況や割引適用者の何割が実際に割引終了後も引き続き自社と契約しているか等のデータを取っていただければと思っております。これは、この通信料金割引がポッピングや踏み台行為を助長するのではないかという御指摘が以前あったことを踏まえたものでございます。そして、2点目として、MVNOへの影響も検証の必要があると思っております。これは、今後MVNOの意見も聞きながら詳細な方針を考えていく必要があると考えておりますけれども、モバイルスタックテストにおいて考慮するという、また、適宜利用者アンケート等も活用しながら検証を進めたいと考えております。

そして、検証方針の3つ目の柱として、実施のための運用体制についても検証が必要かと考えております。こちらは主に3つ小項目としてありまして、まずは消費者保護ルールに基づく利用者への説明や、割引終了時の周知等を適切に実施するための運用体制をどう構築しているかという点。そして2点目は、通信料金割引を1事業者で1回限りというルールを代理店も含めて守る必要がありますけれども、そのための運用体制をどう構築しているかという点。そして、当該割引を実施するに当たっては、代理店に対して不適切な評価指標を設定していないか、その評価指標の設定の考え方についても検証の対象にすべきではないかと考えております。

そして、検証に当たっては、関係事業者に検証の協力を求めるということで、電気通信事業法27条の3の対象となっている指定事業者のうち、この割引を実施する事業者に対しては、その実施状況等について非公開でヒアリングを実施したいと考えているところです。

2ページ目以降は、参考資料になります。

2 ページ目は、報告書 2024 の中で、この通信料金割引の検証に係る記載を抜粋しております。実施期間の合理性についての説明であったり、利用者への適切な案内であったり、販売代理店の負担を考慮する必要性であったり、検証の必要性、進め方について、特に重要な部分を太字下線しております。

3 ページ目と 4 ページ目は、この通信料金割引の導入を検討した際の、言わばエビデンスに当たるものを掲載しております。3 ページ目は、現在、MNO 3 社の合計シェアが 90% を超えて高止まりしていることを示す円グラフ、そして、4 ページ目が、新規参入事業者等のサービスは特に品質が不安であるという理由から乗換えを躊躇する利用者が多いというアンケート結果です。

事務局の説明は以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、意見交換に移りたいと存じます。冒頭説明ありましたように、事務局からの説明について、御質問あるいは御意見がございましたら、チャット欄にてお知らせいただきたいと思います。私のほうから指名させていただきます。それでは、どうぞ御発言よろしく申し上げます。いかがでしょうか。それでは、相田さん、どうぞ御発言よろしく申し上げます。

【相田主査代理】 相田でございます。通信市場への影響のところの乗換えの実態把握ということでしょうか。乗換えの実態把握というのとはちょっと違うかもしれませんが、割引の実態把握という意味でもって、今回のいわゆるお試し割引につきましては、端末の値引き等と重複してやることを特に禁止していないんですけれども、端末についての割引も同時に受けた人というのがどれくらいいるのか。場合によっては、その金額辺りも、データとしては取っていただけると参考になるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今の点について、事務局のほうから何かお考えがありますでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。実際に端末と一緒に販売したケースについてもデータが取れるかというところは、確認をしたいと思っております。ありがとうございます。

【新美主査】 よろしく申し上げます。それでは、ほかに御発言ございませんでしょうか。いかがですか。佐藤さん、どうぞ御発言お願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

全般的なコメントになってしまいますけど、今回こういう形で、競争政策として新たな割引を認めましょうということですが、初めの検証の背景のところに書いてあるように、割引導入においては、各構成員からいろいろな意見、幾つかの懸念が議論の中で示されたと思います。

そういう意味では、適宜、適正に、できるだけ速やかに市場検証してくださいとお願いしていたので、今回、こういう形で検証の方針が示されたので、この方針に基づききちんと検証を行っていきたいと思っています。検証方針の内容になりますが、3つに分けて整理されているとおりで結構だと思います。まず一つ目の整理として、割引内容などは、割引が始まったらきちんと見れるはずなので、ガイドラインに沿っているか等、確認していく必要があると思っています。二つ目の整理が特に大事だと思っていて、マーケットでどういうことが起こるかということの検証。第一に、割引の実態やユーザーのビヘービアがどうなっているか等、きちんと見ていくということ。各構成員からもこの辺はかなり心配された御意見いただいたと思うので、注視していく必要がある。第二に、ここに書いてあるように、競争政策としてMVNOへの影響というのも議論されたので、MVNOからの意見も聞きながら、データに基づいて市場動向を見ていくことが必要。三つ目の整理も、書いてあるとおり、代理店と現場で何が起こっているか注視していく必要があるということ。ということで、全般的に賛成いたします。コメントを最後に付けくわえると、MVNOの影響だけではなくて、我々が通信の競争政策で目指しているものが実現する方向にあるのかどうか、マーケット全体の競争状況を見ていく必要があると思います。

それから、できるだけ速やかに適正に検証していただきたいというお願いについては、3つに整理された検証内容について、二つ目の市場のデータについては、4か月、6か月、7か月しないと出てこないかとは思いますが、一つ目の例えば割引の内容などは、割引が始まれば2か月、3か月でそれなりの情報も取れると思うので、何も検証せずに半年後まで待つのではなく、テーマによっては2か月、3か月で確認する、あるいはデータを集めるのに6か月、7か月かかるものであっても、何か大きな問題が起こればその時点で入手可能なデータ・情報に基づき議論するということが必要ではないかと思っています。そういうことも含めて、現実的に対応していただきたいと総務省にお願いしたいと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今の点、非常に重要な指摘がございました。検

証というのは、1断面ではなくて少し追いかけてといいますかコホートの見えていく必要があるんじゃないかという御指摘ですが、その点、事務局のほうはいかがですか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局です。御意見いただきまして、ありがとうございます。

御指摘のとおり、マーケット全体の動きとかユーザーのビヘービア、受け止め、そういうのも含めて検証は多角的にしていく必要があると思っております。

そして、今期のWGだけで検証を終わらせるということではなくて、おっしゃったとおり、通信市場の影響というのは中長期的に見ていかないといけないと思いますので、定量的なデータも含めて、WG後も定期的に観測できるようにしたいと考えております。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、大谷さん、御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

パソコンの調子が悪いので、ビデオオフのまま発言させていただきます。

私も、基本的に事務局で用意していただいた検証方針に賛同する立場でございます。この機会にヒアリングをさせていただくわけですけれども、参考資料にもある通り、事業者が実施期間の設定について、判断の合理性について説明責任を負っているという観点で、各社の説明に大いに期待しているところでございます。

また、通信市場への影響を見るために利用者アンケートも行われるということで、今、佐藤構成員がおっしゃっていたように、影響が出る時期がずれてしまうこともあるかと思っておりますけれども、適切なタイミングで利用者アンケートを行うことによって、事務局もおっしゃっていた利用者のビヘービアを理解することができるのではないかと考えております。

特に、お試しを利用するきっかけになった販売体制であるとか、代理店やMNOからの接点などについても聞き取れるようなアンケートが実施できることを期待しております。

私からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。今の御指摘の点を踏まえた検証していくようにお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、関口さん、御発言をお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。私も、この検証方針の案につきましては、この3

つを進めるということで賛同いたします。

ただ、2番目のところにあるMVNOの影響については、従来型のデータの取り方だけでは対応出来ない可能性があると思います。新規契約先がMNOであれば、モバイルナンバーポータビリティの場合、前の回線がどこのMNO事業者を使っていたかは、恐らく把握ができています。でも、MNOではなくてMVNOがその回線を利用していた場合だと、そこまでの情報が取れていない可能性が高いとされていて、その意味でも、この利用者アンケートで初めてMVNOさんからの乗換えが判明するようなことも恐らく出てくるような気がするんです。その意味では、従来型のデータの取り方では取れないような、データを取らなければいけないということも、分析上必要になってくる可能性があるというふうには、私は考えています。

それから、基本的にこのお試しの期間を設けるということで、上限6か月といいながらも、実際に事業者さんがサービス提供されるときに何か月にしてくるかも含めて、市場でどのようにこれが活用されるかはウオッチしなきゃいけないとは思っているんですが、一方で、狙いが競争促進ということではありますが、この乗換のタイミングに数か月間お試しが加わると、お試しの期間分だけタイムラグが生じて、この間は少なくともスイッチングが起きない期間が増加するという逆の側面も一方で有しているわけです。そのため、この制度が施行されて以降、具体的に競争促進に本当に役に立っているかどうかということを含めてウオッチを続けなければいけないんだろうというふうに思っておりますので、顧客を不当に拘束するような制度になってはいけないという観点からも、このような検証を続けるということが大切だというふうに感じました。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。私もちょっと気がつかなかった点の御指摘、ありがとうございます。ある意味で、こういう例外事項を認めると、競争条件の攪乱要因になるという御指摘だと思いますので、その辺も踏まえて検証していくというのは非常に貴重な御意見だと思いますので、これも、事務局のほうはリマインドをよろしく願います。

ほかに御発言御希望の方、いらっしゃいませんか。いかがでしょう。

今、関口さんからお話がありましたように、MVNOへの影響というのは深刻に考えなければいけないと思いますので、例外を設けた以上は、その例外がどういう影響をもたらすのかというのは、極めて丁寧に検証していく必要があると同時に、これは私の個人的な

意見ですけれども、こういった例外事項を運用する当事者は、公正な競争というのはどういふものなのかというのをきちんと示した上で、こういう例外を実施するということが求められるのではないのかというふうに思います。市場の競争というのは、競争当事者が何をもって公平な競争条件であるのかをきちんと理解し示すことが必要だというのは、これ当たり前のことだと思いますので、その辺も踏まえて、単に行政がこれが公正だというのはなくて、当事者として、競争の当事者として何が公正なのかということも常にレビューしておいていただきたいなというふうに思います。

あと、ほかに御発言御希望の方ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それぞれ非常にポイントを踏まえた、また、ついた御発言いただきまして、検証する上で大きなポイント、点になろうかと思えます。事務局のほうで、何かこれまでの御指摘についてさらに付け加えることございますでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。大谷構成員と関口構成員から利用者アンケートの重要性についても御指摘いただきました。こちらは、サンプル数の制約などもあるところではありますが、できる限り多角的に、利用者アンケートも活用しながら、検証のデータを集めたいと思っております。

そして、今回の通信料金割引において、関口構成員から、不当に利用者を拘束するようなことがないようにという御指摘もいただきました。こちら、引き続きウオッチしなければならぬと思っております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ほかに特に御指摘がなければ、非常に今日は、コンパクトですが、非常にいい御意見いただけましたと思っておりますので、検証に当たっての参考に、資料にしていただきたいと思います。

それで、特に追加的な御発言ございませんようですので、本日はこの辺りで意見交換を終了させていただければと思います。どうもありがとうございました。構成員の皆様におかれましては、ポイントをついた御意見、御発言をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項などがございましたらよろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。

本日は皆様ありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、本日の会合はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。失礼をいたします。

以上